

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)に対する意見公募(パブリックコメント)の結果公表

村では、障がいのある方や障がいのある児童が地域の構成員として尊重され、村民の支え合いのもと、住み慣れた地域で自立し、いきいきと安全で安心して生活できるよう、一人ひとりの障がい等の状況にあわせた障がい福祉サービス、障がい児・者支援のきめ細やかなサービスの提供を行い、行政と福祉、医療等が連携したサービスの提供、地域での共生を目指した村づくり等、就労や日中活動、移動、住まいなど、生活の総合的な支援に努めるため、国の制度や新たな方針を踏まえた第7期大玉村障がい福祉計画・第3期大玉村障がい児福祉計画を策定します。

この度、本計画(案)に対する村民の皆様からお寄せ頂きましたご意見及び本村の考え方について、取りまとめましたのでお知らせいたします。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

1 意見公募の実施状況

(1) 募集期間 令和6年1月22日(月) ～ 令和6年2月16日(金)

(2) 入手・閲覧方法

入手・閲覧 村ホームページへの掲載

閲覧・大玉村役場住民福祉部健康福祉課での閲覧

(3) 意見等の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

2 提出意見数

(1) 郵送によるもの 0通

(2) ファクシミリによるもの 0通

(3) 電子メールによるもの 2通(14件)

(4) 直接持参によるもの 0通

3 提出された意見の概要と結果の公表

(1) 村ホームページへの掲載

(2) 大玉村住民福祉部健康福祉課での閲覧

4 お問い合わせ先

住民福祉部 健康福祉課 社会福祉係

電 話：0243-24-8115

ファクシミリ：0243-48-3137

E-mail kenkofukushika@vill.otama.fukushima.jp

パブリックコメント結果報告

「第7期大玉村障がい福祉計画・第3期大玉村障がい児福祉計画」(案)

第7期大玉村障がい福祉計画・第3期大玉村障がい児福祉計画(案)について、村民の皆様からお寄せいただきましたご意見の概要とそれに対する大玉村の考え方は以下のとおりです。

施策等の案の名称	第7期大玉村障がい福祉計画・第3期大玉村障がい児福祉計画(案)		
募集期間	令和6年1月22日(月) ~ 令和6年2月16日(金)		
意見の件数 (意見提出者数)	14件(2人)		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	5件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	1件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	5件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	3件
担当課等、連絡先	住民福祉部健康福祉課 電話 0243-24-8115(直通) FAX 0243-48-3137		

村民等の意見の概要	件数	意見に対する村の考え方
【大玉村の人口の推移】 ・大玉村の人口は増えているイメージがあるが、住民基本台帳の実績では減少しており、現在、人口は減少しているものと理解してよいか。	1件	お見込のとおりです。
【アンケート調査結果】 ・アンケート調査の結果手帳の種類の「重複」は何が重複なのか不明である。	1件	調査結果の見方に重複とは、複数の手帳を所持しているとの説明を追加させていただきます。
【地域生活支援拠点】 ・「面的整備」に関する文言が分かりにくい。	1件	面的整備に関する説明を加え文言を修正させていただきます。
【強度行動障がい】 ・強度行動障がいを有する本人への支援体制はもちろん、家族への支援体制も必要ではないか。	1件	強度行動障がいを有する方等への支援体制の整備については、今後検討を行っていくため、ご意見を頂戴し今後の参考とさせていただきます。
【文言の統一】 ・同じ意味合いの文言を使う場合は、文言を統一した方がよいのではないか。	1件	文言を統一させていただきます。

<p>【用語の解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいの説明を記載してほしい ・包容（インクルージョン）の説明を記載してほしい ・8050 問題の説明を記載してほしい 	1 件	該当ページに用語の説明を記載させていただきます。
<p>【医療的ケア児に関するコーディネーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関するコーディネーターはどこに配置されているか。 	1 件	安達圏域での共同配置となり、安達圏域内の事業所に 2 名配置されております。
<p>【理解促進研修・啓発事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あだち地方地域自立支援協議会が主催するものだけではなく、村独自の開催も必要ではないか。 	1 件	ご意見として頂戴し、今後の検討事項とさせていただきます。
<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚及び音声・言語機能障がい者の社会参加を支援するために、ボランティアや手話サークル等とどのような連携を図るのか。 	1 件	現在は、意思疎通通訳者派遣及び遠隔手話の業務委託契約にて社会参加支援を行っております。地域のボランティアや手話サークルとの連携内容について今後の検討事項をさせていただきます。
<p>【手話奉仕員養成研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大玉村の手話奉仕員は何人なのか。 ・手話奉仕員養成研修事業は実施しているのか。 	1 件	大玉村の手話奉仕員としては配置していませんが、安達管内で実施している手話奉仕員養成研修会を終了された方は 2 名おります。手話奉仕員養成研修会の実施については、今後の検討事項とさせていただきます。
<p>【大玉村障がい福祉推進協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の名簿は公表しないのか。 	1 件	今回、最終計画書案に名簿を追加いたしました。
<p>【大玉村手話言語条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大玉村手話言語条例について、計画書へ記載しないのか。 	1 件	大玉村手話言語条例については、未制定のため今回の計画書には記載しておりませんのでご理解下さい。
<p>【手話通訳者派遣事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二本松市登録通訳者も活用してほしい。 	1 件	二本松市登録通訳者については、二本松市予算にて活動しているため、利用可能な方は二本松市在住、在勤者のみになります。
<p>【手話通訳者設置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者はなぜ設置できていないのか。 	1 件	手話通訳者となるためには、養成研修を受講の上、都道府県等が行う試験に合格する必要がある、進んでいないのが現状であります。そのため、現在できる取り組みとして、遠隔手話通訳サービスの提供を行っているところです。手話通訳者設置については、今後の検討事項とさせていただきます。